

第一節 基本方針

第百条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第百一条 法第五条第八項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及びその併設事業所に置くべき従業者の総数は、次のとおりとする。

- 一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に規定する指定共同生活介護事業者等を除く。以下「入所施設等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上
- 二 第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活介護事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - イ 指定短期入所と第百二十五条に規定する指定共同生活介護、第百五十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第百九十五条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）とを同時に提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
 - ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一人以上
 - (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一人に、当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いて指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 入所施設等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数と空床利用型事業所の利用者との数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と指定共同生活介護等とを同時に提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数との合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一人以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一人に、当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所、第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第一百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第一百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第一百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第一百七十四条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第一百八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは第一百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定生活介護、第二百二十五条に規定する指定共同生活介護、第一百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第一百五十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第一百七十三条に規定する指定就労継続支援A型、第一百八十六条に規定する指定就労継続支援B型若しくは第一百九十五条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援を提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該単独型事業所の利用者との数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又は

これに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、イに掲げる時間帯以外の時間帯 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 当該日の利用者の数が六以下 一人以上

(2) 当該日の利用者の数が七以上 一人に、当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すことに一人を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外の事業所において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 当該日の利用者の数が六以下 一人以上

ロ 当該日の利用者の数が七以上 一人に、当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すことに一人を加えて得た数以上

(準用)

第二百二条 第七条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第二百三条 指定短期入所事業所は、指定短期入所の提供に当たっては、併設事業所又は法第五条第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設（以下「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、法第五条第八項に規定する施設として必要とされる設備を有することにより足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、八平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂 次のとおりとすること。

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所 次のとおりとすること。

- イ 居室のある隣りに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所 次のとおりとすること。

- イ 居室のある隣りに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

第四節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第百四条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者に対し、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第百五条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等の受給者証のうち指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第百六条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、当該支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けられるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者等から、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負

担わせることが適当と認められるもの

- 4 指定短期入所事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者等に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号及び第二号に掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

(指定短期入所の取扱方針)

第百七条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第百八条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、利用者に対し、その利用に係る支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、当該依頼に係る利用者に対し食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第百九条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(空床利用型事業所にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項

- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第百十条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対し、同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所 利用定員又は居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所 当該空床利用型事業所に係る法第五条第八項に規定する施設の利用定員（第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）又は居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三 単独型事業所 利用定員又は居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第百十一条 第十一条、第十三条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十八条から第四十四条まで、第六十三条、第六十九条、第七十一条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、第九十条及び第九十三条から第九十五条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百九条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百六条第二項」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多

機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数との合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。)が通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内であること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号八に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十三条 第百六条(第一項を除く。)の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第六章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針

第百十四条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者であつてその介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百十五条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百十八条において同じ。)又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)ごとに、サービス提供責任者を一人以上置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者(以下この章において「サービス提供責任者」という。)は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものでなければならない。

4 サービス提供責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第百十六条 第七条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第百十七条 第九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第百十八条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第百十九条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第百二十条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。以下この項において同じ。）を提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又はその委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十一号）又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十四号）に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する、指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。以下この項において同じ。）を提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又はその委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱い方針)

第百二十一条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価

を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

第二百二十二条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として具体的なサービスの内容等を定めた重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の規定によりサービス利用計画を作成するに当たっては、サービス担当者会議（当該サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に定めた障害福祉サービスの担当者（以下この項において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、第一項の規定によりサービス利用計画を作成した際は、当該利用者又はその同居の家族に対し、当該サービス利用計画の内容について説明するとともに、当該サービス利用計画を記載した書面を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、第一項の規定によりサービス利用計画を作成した後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項のサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

第二百二十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第二百二十四条 第十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十六条から第四十四条まで及び第六十九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十二条」とあるのは、「第二百二十三

条」と読み替えるものとする。

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針

第二百二十五条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第二百二十六条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
 - 二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上
 - イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
 - ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
 - ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
 - ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
 - 三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - イ 利用者の数が三十以下 一人以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第二百二十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上

支障がない場合は、管理者を、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第二百二十八条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四節 運営に関する基準

（入退居）

第二百二十九条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。以下この条において同じ。）に対し提供するものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用の申込みに際しては、当該利用の申込みをした者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第三百十条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の場合において、指定共同生活介護事業者は、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第三百十一条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活介護事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 5 指定共同生活介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第三百十二条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合

において、当該指定共同生活介護事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であつて、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第百三十三条 指定共同生活介護事業者は、第百四十二条において準用する第六十一条第一項に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対し指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第百三十四条 サービス管理責任者は、第百四十二条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の申込みに際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外の事業所等における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調

整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第百三十五条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百三十六条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百三十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百三十八条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

- 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、その従業者により指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮又は命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第百三十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百四十条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居若しくはユニットの入居定員又は居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第百四十一条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第百四十二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十二条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十二条及び第九十五条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百三十七条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十一条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、第七十八条第二項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百四十二条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百四十二条」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百四十一条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節 基本方針

第百四十三条 自立訓練（機能訓練）（省令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓